

肢別問題での演習を通じて改正知識を確認

New 根本がセレクト! 肢別問題から学ぶ改正民法講座

☆本講座は、＜関西地区限定＞徹底演習ゼミの『択一ポイント攻略ゼミ』1 回及び 3～7 回(根本講師担当部分)を収録し、通信講座として販売いたします。

教材発送開始日

2020/1/29 (水)

科目

民法

回数

全 6 回

対象者

- 改正民法に不安がある方
- 改正民法の問題を多く解きたい方
- 問題ベースに改正を学びたい方

使用教材

- オリジナルレジュメ (受講料込)
- 【板書】の取扱い
- ◎毎回 Web 上にて閲覧、プリントアウトでご利用いただけます。

タイムスケジュール

前半講義
(90分)

後半講義
(90分)

担当講師



根本 正次
LEC専任講師

民法大改正を、問題を解きながら学習しよう

この講座では、過去問や新作問題、主に司法試験の改正民法問題を素材にして、「時間をとって演習する → 改正内容を確認する」ことを行います。改正内容の記憶ができているか、改正点の把握に漏れがないのかを、肢別問題での演習を通じて確認できます。

POINT 1

根本講師がセレクト! 肢別問題を解きながら改正法を学習する

この講座は、過去問や新作問題、主に司法試験の改正民法の問題から司法書士本試験問題と類似性が高い問題などの中から根本講師がセレクトし、問題を解くことをメインにおいて改正法を学習していきます。問題を解きながら学習するため「どういった点がポイントなのか」が分かりやすく、「改正学習があまり進んでいない」「インプットに不安がある」方についてもスムーズな学習が可能です。

POINT 2

改正のインプットができているかの確認もできる

本講座は、オリジナルレジュメを使い、「問題を解く」→「改正部分の説明」の形式で講義を行います。

改正の結論を羅列するだけでなく、改正の経緯・改正のポイントを的確に指摘します。また、多くの方が押さえている改正点はコンパクトに、出題可能性が高いが理解が難しい部分は時間を取って説明します。これにより、今まで学習してきた方は、改正内容の知識が頭に入っているかの確認をすることが可能です。

POINT 3

「肢別の問題+改正ポイント」でまとまったレジュメ 持ち運んで、スキマ時間でも学習できる

本講座のテキストは、テーマごとに「肢別問題」「改正ポイント」を掲載しています。

改正だけのまとめ教材+問題付の教材になっており、通勤等のスキマ時間などに持ち歩いて復習することができ、直前期の知識確認にも最適です。

スケジュール

SB20684

回数	Web 配信開始日*1	教材発送日
1	20/2/1 (土)	20/1/29 (水)
2	2/15 (土)	
3	3/7 (土)	
4	3/21 (土)	3/18 (水)
5		
6		

*1 音声ダウンロード・スマートフォン視聴含む

◎一般価格とは、LEC 各本校・LEC 提携校・LEC 通信事業本部・LEC オンラインショップにてお申込みされる場合の受付価格です。◎大学生協・書籍部価格とは、LEC と代理店契約を結んでいる大学内の生協、購買会、書店にてお申込みされる場合の受付価格です。◎代理店書店価格とは、LEC と代理店契約を結んでいる一般書店(大学内の書店は除く)にてお申込みされる場合の受付価格です。◎上記大学生協・書籍部価格、代理店書店価格を利用される場合は、必ず本パンフレットを代理店窓口までご持参ください。◎提携校通学とは、LEC 提携校で Web または DVD の講義を受講する場合の受講料です。お申込みは、直接、提携校窓口にてお願いします。LEC 本校では受付できません。◆講座のお申込みにあたっては、必ずパソコンからのインターネット接続環境とパソコンの e メールアドレスをご用意ください。インターネット接続環境をお持ちでない場合、通学講座・通信講座ともに、①質問や学習相談ができるインターネットフォローのご利用、②添削済み答案ならびに成績表等が閲覧できるスコアオンラインのご利用、③法改正に伴う情報提供があった場合の情報提供のご利用、ができませんので、予めご了承下さい。◆法改正に伴う補講や追加資料の配布・教材の訂正につきましては、原則として全て Web、または、e メールにてご提供させていただきます。

受講料

◎本講座は講座の特性上 Web クラスのみでのご提供となります。

[税込価格]

受講形態	2020 年合格目標 精撰答練[実力養成編] 2020・2021 年合格目標 初級講座受講生 20% 割引価格		2020 年合格目標 精撰答練 [ファイナル編] 受講生 10%割引価格		一般価格	大学生協・ 代理店価格	代理店書店 価格	講座 コード
	通信	Web*1						
			28,800 円	32,400 円	36,000 円	34,200 円	35,280 円	SB20684

*1 音声ダウンロード・スマートフォン視聴付き

2020 年合格目標：精撰答練[実力養成編] 受講生、2020・2021 年合格目標：LEC 初級講座受講生割引 一般価格より 20% OFF !
2020 年合格目標：精撰答練[ファイナル編] 受講生割引 一般価格より 10% OFF !
[割引期間：2020 年 6 月 25 日(木)まで] ◎初級講座とは、司法書士合格講座＜春生＞、司法書士合格講座＜秋生＞、司法書士全日制本科制講座、司法書士速修合格講座を指します。◎本講座を LEC オンラインショップからご利用される場合は、割引対象であることを証明する必要書類の画像データをご用意の上、「割引 e クーポン」の申請が必要となります。ご利用方法については LEC 司法書士サイト「中上級講座割引のご案内」ページをご確認ください。◎受講生価格は代理店価格と併用できません。代理店をご利用の場合、事前に LEC 発行の「割引証明書」が必要です。

〈解約・返品について〉

- 弊社所定紙面をご提出下さい。実施済受講料、手数料等を清算の上返金します。教材等の返送料はご負担いただきます。
- 詳細は <http://www.lec-jp.com/kouzamoushikomi.html> の LEC 申込規定第 3 条をご覧ください。

「肢別問題+改正ポイント」がまとまったレジュメ。

問題を解いてすぐに改正ポイントを確認することにより、短期間で効率的に改正知識整理が可能です。

LEC東京リーガルマインド

複製・頒布を禁じます

問題を解いて確認しよう

①②

1

買主が売主に対して目的物の種類又は品質に関する担保責任に基づいて契約の解除又は損害賠償を請求する場合、買主は売買契約が成立した時から1年以内にこれをしなければならない。

×

2

売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知したときは、その時点で買主が目的物の引渡しを受けた時から10年を経過していたときであっても、その損害賠償請求権につき消滅時効は完成しない。

×

⑤

物≠契約内容

買主

→

売主

不適合を知る
→通知する義務
→1年なし
→責任追及×

→「契約内容の物を渡しているな」

※経年劣化の問題もある

③

改正の趣旨・ポイント

1

「種類又は品質」に関する契約内容の不適合の場合における期間制限

改正前民法570条・566条3項は、「買主が事実を知った時」から1年以内という期間制限を規定していた。

これに対し、本条本文は、買主に対して、契約内容の不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知する義務を課し、かかる通知を買主が怠ったときは、買主は、その不適合を理由として、履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができること、すなわち買主はこれらの権利を失うという効果（失権効）を規定した（**不適合の認識→通知義務→通知懈怠による失権**）。

これは、①目的物を引き渡した後は履行が終了したとの期待が売主に生じるため、かかる売主の期待を保護する必要があること、②「種類又は品質」に関する契約内容の不適合の有無は、目的物の使用や経年劣化等により比較的短期間で判断が困難となるため、1年という短期の期間制限を定めることで法律関係の早期の安定を確保する必要があること、との理由に基づく。

ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、買主からの通知がないからとの理由で売主を免責するのは不当であるため、買主の権利の失権効は生じないとされている（改正566ただし書）。

153

司法書士・根本がセレクト！肢別問題から学ぶ改正民法講座

- POINT① 問題から入れるため、スムーズに学習に入れる
- POINT② 改正法問題を増やすことができる
- POINT③ 改正の経緯が分かるため、改正した理由が分かる
- POINT④ 条文が掲載されているため、確認ができる
- POINT⑤ イラストにより、イメージをわかせることができる

LEC東京リーガルマインド

複製・頒布を禁じます

問題を解いて確認しよう

1

中古の建物について強制競売が行われた場合、その建物の買受人は、その建物の元の所有者に対し、その建物に種類又は品質に関する不適合があることを理由として損害賠償を請求することができる。

×

2

競売の目的物である土地が留置権の目的である場合において、買受人は、そのことを知らず、かつ、そのために買受けをした目的を達することができないときであっても、契約の解除をすることができない。

×

④

第568条（競売における担保責任等）

I

民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この条において単に「競売」という。）における買受人は、第541条及び第542条の規定並びに第563条（第565条において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。

II

前項の場合において、債務者が無資力であるときは、買受人は、代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の全部又は一部の返還を請求することができる。

III

前2項の場合において、債務者が物若しくは権利の不存在を知らずながら申し出なかったとき、又は債権者がこれを知りながら競売を請求したときは、買受人は、これらの者に対し、損害賠償の請求をすることができる。

IV

前3項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

改正の趣旨・ポイント

本条は、1項において、改正前民法568条1項の「強制競売」を競売一般に拡張する（任意競売にも適用）とともに、4項において、目的物の種類・品質に関する不適合については本条1項～3項の規定を適用しないことにして、改正前民法570条ただし書の内容を実質的に維持するものである。

本条1項は、買主の追完請求権に関する改正民法562条を含めないが、これは、競売の性質上、請求債権の債務者による履行の追完を観念することができないためである。したがって、買受人は、契約の解除・代金減額請求をする際、これに先立って履行の追完の催告をする必要はない。

改正前民法564条及び改正前民法566条3項は期間制限を設けていたが、これを撤廃する改正により、買受人の権利については、消滅時効の一般原則（改正166）によることになる。

【図表1 担保責任 全体像①】

	目的物の契約不適合（562～564）		権利の契約不適合（565）
	種類・品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき	数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき	
効果	債務不履行責任としての担保責任を負う。 → 買主は、売主に対して、①追完請求権（562）、②代金減額請求権（563）、③損害賠償請求権（564、415）、④解除権（564、541・542）を有する。		
担保責任の期間制限（566）	適用あり	適用なし	適用なし
競売における特則（568IV）	適用なし	適用あり	適用あり

154

司法書士・根本がセレクト！肢別問題から学ぶ改正民法講座

※テキストはイメージです。変更の可能性がございます。